

2017年度町田市教育委員会

第2回臨時会会議録

1、開催日 2018年3月31日

2、開催場所 市庁舎十階教育長室

3、出席委員  
委員 長 佐 藤 昇  
委員 八 並 清 子  
委員 森 山 賢 一  
委員 坂 上 圭 子  
教 育 長 坂 本 修 一

4、署名委員  
委員長  
委員

5、出席事務局職員  
学校教育部長 北 澤 英 明  
生涯学習部長 中 村 哲 也  
教育総務課長 市 川 裕 之  
教育総務課担当課長 高 野 徹  
教育総務課担当課長 小 宮 寛 幸  
(学校運営支援担当)  
保健給食課長 佐 藤 浩 子  
指導室長 金 木 圭 一  
(兼)指導課長  
指導課統括指導主事 熊 木 崇  
書記 並 木 薫  
書記 小 泉 宣 弘  
書記 大河内 和歌子  
書記 田 中 みゆき

6、提出議案及び結果

議案第89号 教育委員会職員の3月31日付け人事異動について

原 案 可 決

議案第90号	教育委員会職員の4月1日付け人事異動について	原案可決
議案第91号	町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第92号	町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第93号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第94号	町田市立学校学校支援地域理事の任命について	原案可決
議案第95号	都費負担教職員の休職発令の取り消しに係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第96号	平成30年度町田市公立学校教育職員の人事異動に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第97号	町田市公立学校教職員の新規採用に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第98号	町田市公立学校教職員の新規採用に係る内申について	原案可決
議案第99号	都費負担教職員の退職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第100号	都費負担教職員の在籍専従に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第101号	都費負担教職員の兼務発令に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第102号	校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第103号	副校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第104号	都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認

7、傍聴者数      なし

8、議事の概要

午後 1 時 00 分開会

○委員長 ただいまから 2018 年度町田市教育委員会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は八並清子委員です。

日程の一部変更をお願いします。日程第 1、議案審議事項のうち、議案第 95 号、第 96 号、第 97 号、第 98 号、第 99 号、第 100 号、第 101 号、第 102、第 103 号及び第 104 号は非公開案件ですので、公開案件の審議が終了した後、一旦休憩をとり、日程第 2 として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第 1、議案審議事項に入ります。

○教育長 本日の議案、第 89 号から第 94 号までにつきましては、学校教育部長からご説明を申し上げたいと思います。

○委員長 議案第 89 号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第 89 号 教育委員会職員の 3 月 31 日付け人事異動についてご説明させていただきます。本件は 2018 年 3 月 31 日付で発令が予定されている教育委員会職員の人事異動について決議を求めるものでございます。

3 月 31 日で退職される方が 1 名。派遣（受入）併任解除される方が 2 名ということでございます。説明は以上です。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第 89 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第 90 号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第 90 号 教育委員会職員の 4 月 1 日付け人事異動についてご説明いたします。本件は 2018 年 4 月 1 日付けで発令が予定されている教育委員会職員の人事異動について決議を求めるものでございます。資料は、まず転出。課長級、その下に係長級～主事級が記載されております。次のページは転入。課長級、その下に係長級～主事

級が記載されております。次のページは再任用職員を記載してございます。次のページは学校間異動でございます。事務職、用務職、給食調理職が含まれております。

最後に昇格職員と、派遣の受け入れの方が記載されております。報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第 90 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 91 号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第 91 号「町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本件は、町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規程に基づく教示の文の標準を定める規則の改正に伴い、様式中の教示文を改めるため、改正するものです。

改正の内容でございます。資料 2 改正の内容にありますように、教示文に「裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる」旨の記載を加えるものでございます。

この修正につきましては、3 号様式、4 号様式、5 号様式、6 号様式の右上に「第 3 条関係」という文言を加えたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、私から 1 点質問いたします。

本件は「裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる」ということですが、今まではどうだったのでしょうか。書いていなかっただけで、内容は同じだったのか、それとも 1 年を過ぎても提起することができたのでしょうか。

○教育総務課担当課長 これはもともと行政訴訟法という一般法の中で定められているものでございまして、今までこの規則には特段記載がなかったため、今回の改正で改めて教示をしているという位置づけであります。これまでと取扱いの内容が変わるというのではなく、わかりやすく解説しているというものでございます。以上でございます。

○委員長 確認いたします。文言は変わっていますが、内容は変わりません、という解釈でよろしいでしょうか。

○教育総務課担当課長 はい。

○委員長 ほかにはございませんでしょうか。

——お諮りします。議案第 91 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 92 号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第 92 号「町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

本件は町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規定の改正に伴い、様式中の教示文を改めるため、改正するものでございます。改正内容といたしましては、(1) 教示文に、裁決の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなる旨の記載を加えるものでございます。

1 号様式から順に「何条関係」という文言を加えたものでございます。

修正の内容につきましても、情報公開の内容と同様に修正してございます。

説明は以上でございます。

○委員長 私からの質問は全く同じものでございますが、回答は第 91 号と同じでございますね。

○学校教育部長 はい。

○委員長 ほかに何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第 92 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第 93 号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第 93 号「町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

本件は、町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則の改正に伴い、様式中の教示文を改めるため、改正するものでございます。改正の内容につきましても、情報公開、個人情報の保護と同様でございます。各様式に同様に「第何条関係」という項目を追加していることと、説明の文章の下に同様の文言を追加しているということでございます。説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 「裁決の日から起算して1年を経過すると」ということですが、「送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります」とあります。この「送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内」と「裁決の日から起算して1年」との関係についてご説明をお願いします。

○教育総務課長 「裁決の日から起算して1年」と「送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内」というのは、時点が違いますので、「送達書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内」であっても「裁決の日から起算して1年」を経過していたら「処分の取消の訴えを提起することができなくなります」ということをございます。

○委員長 ほかに何かございましたらお願いいたします。

——お諮りします。議案第93号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第94号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第94号 町田市立学校学校支援地域理事の任命について、ご説明いたします。本件は町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づく学校地域支援理事について、別紙のとおり学校長から推薦がありましたので、2018年4月1日付で任命するものとございます。任期は2019年3月31日まででございます。次のページに各学校の学校地域支援理事の記載がございます。小学校41校・243名、中学校19校・117名、小中一貫校1校・6名、延べ366名でございます。説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの説明に関しまして、何かございましたらお願いいたします。

○八並委員 学校地域支援理事も長い方で10期目ということで、それだけ繋がっているんだな、ということとはとても嬉しく感じますが、支援理事について任期を設けたりとか、そういうお考えはあるのでしょうか。

○指導室長(兼)指導課長 現在のところ、任期がここまでという上限は設けておりません。学校側としても、なかなか言いにくい部分だと思いますが、今後の検討課題とさせていただきます。

——お諮りします。議案第 94 号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

休憩いたします。

午後 1 時 22 分休憩

---

午後 1 時 25 分再開

○委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第 2 回臨時会を閉会いたします。

午後 13 時 40 分閉会